

回 答 書

令和6年11月1日

福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目24番16号
大豊建設(株)九州支店
執行役員支店長 帷子 幸一 殿

支出負担行為担当官
九州地方整備局長
森田 康夫

令和6年10月30日付けで請求のあった県道覚井一武線災害復旧 球磨大橋P3橋脚設置工事に関する申立てについて下記のとおり回答します。

記

・評価点に関する理由の説明

「評価の視点にかかる個別評価項目」の内訳につきましては、情報公開制度の法第5条第6号ロにより、不開示情報に該当すると判断しております。

なお、この回答に不服がある場合には、この書面を受け取った日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条 第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、九州地方整備局長に対して再苦情を申立てることができます。なお、その審議は九州地方整備局に設けられた「入札監視委員会」が行います。

【再苦情申立の受付窓口・時間及び手続き書類等の入手先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

国土交通省 九州地方整備局 入札監視委員会事務局

TEL (092)471-6331 主任監査官（内線 2114）・契約課（内線 2546）

（受付時間：休日を除く毎日、9：30～17：00）